

京都市訓令甲第 22 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の出勤簿の整理及び休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第8条中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改める。

第9条中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員及び臨時的任用職員)

第9条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員の出勤簿の整理及び休暇の取得の状況等の記録に関し必要な事項については、前各条の規定にかかわらず、前各条の規定に準じて、別に定める。

附 則

この訓令中第8条の改正規定及び第9条の改正規定（「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改める部分に限る。）は平成31年4月1日から、その他の規定は平成32年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)